解散公告（第三回）

当神社は、宗教法人法附則第十七項の規定により昭和二十七年十月二日解散したので、当神社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年六月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月二十五日

岡山県倉敷市玉島八島一九六七番地

荒神社

清算人　小野　昌秀

解散公告（第三回）

当法人は、平成三十年四月十四日開催の定時総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年六月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月二十五日

北九州市若松区ひびきの南二丁目四番一六号

マーカスヒルズひびきの管理組合法人

清算人　梅本大吉郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成三十年五月八日開催の集会の決議により平成三十年五月二十日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年六月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月二十五日

宮崎県宮崎市大字島之内一一一五番地

鷲取自治公民館管理組合法人

清算人　結城　利幸

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成三十年五月七日南九州市長の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年六月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月二十五日

鹿児島県南九州市知覧町郡六二〇四番地

清算法人知覧町土地改良区

清算人代表　内園　三昭

第七十四期決算公告

平成三十年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部	
流動資産	三〇五、八三七
固定資産	五五七、四八九
合計	八六三、三二六
負債及び純資産の部	
流動負債	二二六、〇八三
固定負債	一八四、八五〇
株主資本	四四九、二五三
資本金	八五、二〇〇
資本剰余金	五五、三〇六
資本準備金	五五、三〇六
利益剰余金	三二六、五五七
利益準備金	二、七〇〇
その他利益剰余金	三二三、八五七
自己株式	△一七、八一〇
（うち当期純利益）	（三二、〇二二）
評価・換算差額等	三、一四〇
合計	八六三、三二六

平成三十年六月四日

山梨県富士吉田市下吉田六丁目二番一号

都留貨物自動車株式会社

代表取締役　田畑英太郎

公益信託三木武夫国際育英基金第二十四期決算公告

一、事業概要

徳島県内の大学・大学院への私費留学生他計六名に対し、助成金合計百四十万円を給付した。

二、財産目録（平成三十年三月三十一日現在）

資産の部	
正味信託財産	九三、一〇二、四八九円
負債の部	
正味信託財産	九三、一〇二、四八九円
平成三十年六月二十五日	○円

徳島市西船場町二丁目二四番地の一

公益信託三木武夫国際育英基金

受託者　株式会社阿波銀行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市東区北二二条東八丁目三六五番地、最後の住所札幌市東区北二二条東八丁目二番二〇号くわはらハイツ一〇五号

被相続人　亡　桑原　正広

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十五日

事務所札幌市中央区北二条西一三丁目一番地一K2BLD五階　鈴木一嗣法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小川　和晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道紋別市落石町三丁目二番地、最後の住所北海道紋別市大山町一丁目五二番一五号　安養園　被相続人　亡　中　一江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十五日

北海道紋別市花園町二丁目一番二〇号流氷の町ひまわり基金法律事務所

相続財産管理人　弁護士　長岐　和恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県秋田市土崎港南二丁目四番、最後の住所秋田市土崎港南二丁目四番二七号

被相続人　亡　佐々木和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十五日

事務所秋田市山王六丁目一番一号

相続財産管理人　司法書士　菊地喜久雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県耶麻郡猪苗代町大字磐根字中曽根二四二二番地一一八、最後の住所神奈川県横浜市神奈川区青木町一番地一〇アーバンビラ五番館七〇六号　被相続人　亡　石川　祥英

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十五日

福島県会津若松市追手町三番一六号一之丁ビル

相続財産管理人　弁護士　小池　達哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県那須塩原市黒磯六番地一八二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　渡邉　文夫

平成三十年六月二十五日

事務所札幌市中央区北二条西一三丁目一番地一K2BLD五階　鈴木一嗣法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小川　和晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道紋別市落石町三丁目二番地、最後の住所北海道紋別市大山町一丁目五二番一五号　安養園　被相続人　亡　中　一江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十五日

北海道紋別市花園町二丁目一番二〇号流氷の町ひまわり基金法律事務所

相続財産管理人　弁護士　長岐　和恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県秋田市土崎港南二丁目四番、最後の住所秋田市土崎港南二丁目四番二七号

被相続人　亡　佐々木和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十五日

事務所秋田市山王六丁目一番一号

相続財産管理人　司法書士　菊地喜久雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県耶麻郡猪苗代町大字磐根字中曽根二四二二番地一一八、最後の住所神奈川県横浜市神奈川区青木町一番地一〇アーバンビラ五番館七〇六号　被相続人　亡　石川　祥英

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十五日

福島県会津若松市追手町三番一六号一之丁ビル

相続財産管理人　弁護士　小池　達哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県那須塩原市黒磯六番地一八二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　渡邉　文夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十五日

栃木県大田原市中央二丁目二番五号

相続財産管理人　弁護士　安部　桂弥

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都町田市本町田二六〇番地一、最後の住所埼玉県さいたま市見沼区春野一丁目四番六―五〇二号　被相続人　亡　小林惣一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十五日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二―一―二駒崎ビル四〇一こうの市民法律事務所

相続財産管理人　弁護士　神野　直弘

第30期決算公告

平成30年6月25日

東京都千代田区神田小川町三丁目7番1号

Shin-Etsu スカイワードインフォメーションシステム株式会社

貸借対照表の要旨

（平成30年3月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,186,734	流動負債	732,666
固定資産	163,266	（賞与引当金）	(107,300)
有形固定資産	21,728	固定負債	339,501
無形固定資産	7,619	（退職給付引当金）	(333,221)
投資その他の資産	133,918	株主資本	277,833
		資本金	200,000
		利益剰余金	77,833
		その他利益剰余金	77,833
		（うち当期純利益）	(4,210)
資産合計	1,350,001	負債・純資産合計	1,350,001